

自動車登録申請手続 報酬額表

「普通車」報酬額

※「基本報酬額（行政書士）」は、自動車登録申請の基本的な手続に係る行政書士のサービス料となります。

印紙代、各種税、送料、ナンバープレート代等、また、その他自動車登録に関連する手続（必要資料等の取寄せ等）を別途ご依頼された場合に係る費用につきましては含まれておりません。

詳細につきましては、その都度、お見積りをいたします。（下表以外の登録関係につきましても、ご相談承っております。）

登 録 種 別 等	手 続 等 に 係 る 内 容	報 酬 額
移 転 登 録 (売買・譲渡等)	普通自動車の売買や譲渡を行った場合は所有者の変更から15日以内に「移転登録」（名義変更）の手続きが必要です。	基本報酬額（行政書士） 7,700（円：税込）
変 更 登 録	普通自動車の所有者の住所が変わった場合、結婚等により姓名が変わった場合等、事実発生日から15日以内に「変更登録」の手続きが必要です。	基本報酬額（行政書士） 7,700（円：税込）
新 規 登 録 (新 車)	登録を受けていない車はそのままでは公道を走ることができません。 運輸支局等で登録申請する必要があります。	基本報酬額（行政書士） 7,700（円：税込）
新 規 登 録 (中古車)	登録を受けていない車はそのままでは公道を走ることができません。 運輸支局等で登録申請する必要があります。	基本報酬額（行政書士） 7,700（円：税込）
永 久 抹 消 登 録	永久抹消登録は既に解体されている普通車や二度と使用しない普通車の場合の手続きです。 解体業者から解体の報告を受けてから15日以内に手続きが必要です。	基本報酬額（行政書士） 7,700（円：税込）
一 時 抹 消 登 録	長期間使用しない普通車を解体は行わず、普通車の登録情報を一時的に抹消する手続きです。	基本報酬額（行政書士） 7,700（円：税込）
ナンバープレート再交付 (同一番号再交付)	ナンバープレートが事故などで「破損」したり、汚れがひどい「汚損」の場合は再発行できます。 (文字や数字が確認できない場合は「番号の変更」になります。)	基本報酬額（行政書士） 7,700（円：税込）
ナンバープレート番号の変更	ナンバープレートが盗難、紛失、文字の欠落、汚れなどで全ての文字・数字が読み取れない場合。 (番号変更に際して、希望のナンバーにする場合は、事前に「希望ナンバー予約センター」に予約し、センターが発行する「希望番号予約証」が必要です。)	基本報酬額（行政書士） 7,700（円：税込）
「出張封印」をご依頼される場合	登録自動車のナンバープレートには「封印」がされているため、ナンバープレートを取り替える場合、通常、管轄の陸運局で取替作業を行っていただく必要がありますが、一定の研修を受け、行政書士会の再委託を受けた行政書士は「封印」の取替作業ができます。 従って、お客様からのご依頼があれば、ご自宅や勤務先に出向いて（出張して）「封印」の取替作業を行うことができます。	基本報酬額（行政書士） ・大分市 5,500（円：税込） ・別府市 6,600（円：税込） ・大分県内の 上記以外の地域 7,700（円：税込） (大分県外についてはご相談ください。)
車 庫 証 明 (普通車)	新車を購入したとき。中古車を購入、譲り受けたとき。保管場所の位置を変更したとき。 車庫証明の届出不要な地域から必要な地域に転居したとき。等に「車庫証明」の手続きが必要です。	基本報酬額（行政書士） ・大分市 7,700（円：税込） ・別府市 8,800（円：税込） ・大分県内の 上記以外の地域 9,900（円：税込） (大分県外についてはご相談ください。)